

## 筑後市入札説明書（指名郵便入札）

- 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはけません。  
工事請負契約約款及び業務委託契約約款に、談合の事実があった場合には、請負代金の10分の2の損害賠償を請求する旨の特約条項を設けています。
  - 入札参加業者名の非公表**  
競争入札参加業者は、事前公表をしません。入札終了後に、競争入札結果（参加業者名、落札額等）を公表します。  
なお、予定価格と、設計額130万円以上の工事に設定する最低制限価格は、事前公表とします。
  - 指名通知書、仕様書の郵送について  
指名通知書、仕様書は、郵送します。  
指名通知書、仕様書を受領する際受領票は、次のいずれかの方法で連絡してください。  
(1)ファクシミリの場合 受領者氏名、受領年月日、印(捺印又はサイン)をご記入のうえ**切り取らず**に送信してください。**(送付状不要)**      **ファクス 0942-65-7071**  
(2)郵送の場合 受領者氏名、受領年月日、印(捺印又はサイン)をご記入のうえ**切り取って**封書で郵送してください。      **〒833-8601 筑後市大字山ノ井898**  
**筑後市役所契約管財課**
- 別紙の指名通知書の下部分が受領票です。 ⇒
- | 工事名又は業務名          | 受領者    | 受領年月日 | 印 |
|-------------------|--------|-------|---|
| 市道〇〇△△道路改良工事(1工区) | □□株式会社 |       |   |
|                   | 氏名     |       |   |
- 入札の回数は、予定価格を公表しているため1回限りとします。  
入札額が予定価格を超えた場合は失格とします。
  - 建設工事の入札は、工事費内訳書の提出を義務付けます。工事費内訳書は、入札書と同封してください。工事費内訳書の提出がない場合は失格とします。また、工事費内訳書の記入については次の各号に掲げるところにより行うものとします。なお、工事費内訳書は返却せず、契約管財課において保管します。（業務委託の入札は内訳書の義務付けはありませんが、内訳書が必要な場合は、別途指示します。）
    - 工事費内訳書を記入、提出するのは、指名通知時に渡す工事設計書の上部に〇印をつけたページの項目です。（〇印がない場合は別途指示します。）**  
また、工事費内訳書には必ず会社名（共同企業体名）を記入してください。
    - 工事費内訳書の金額と入札書の内容は同じであること。工事費内訳書の金額と入札書の内容が同額でない場合は失格とします。（消費税等抜きの金額）
    - 工事費内訳書の積算金額は積み上げ方式で行い、値引き等による調整はしないこと。値引き等による調整があった場合は失格とします。ただし、端数調整分は値引きにはあたらないものとします。
    - 鉛筆書きの内訳書は無効とします。**
  - 入札者のうち、予定価格の範囲で、最低価格の入札者を落札者とします。但し、同価格の入札があったときは、くじによって落札者を決定します。
  - 入札書には会社名、代表者名、指名願時に提出した使用印鑑を押印してください。（使用印鑑は、

会社印、代表者印又は丸印で会社名及び「代表者之印」が含まれるもの。)

8. 指名を受けた者は、次ぎの各号に掲げるところにより、いつでも入札を辞退することができます。
  - (1) 開札日前にあっては、入札書の到着期限日時までに入札辞退届を契約管財課へ直接持参するか郵送してください。開札日当日は、開札執行時間15分前までに開札会場へ直接提出してください。辞退届けがなく入札書が届かなかった場合は失格」とし、一定期間指名回避する場合があります。なお、すでに郵送した入札書及び工事費内訳書の書換え、差換え又は撤回はできません。
  - (2) 同一開札日の郵便入札により工事を落札した場合は、同一開札日の以後の同工種の郵便入札は辞退をお願いします。この場合の入札書の取扱いは、開封せずにその旨を記した書面に貼付の上保存します。(後日辞退届を提出してください。)
9. 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。
10. 郵便入札の場合、辞退等により入札参加者が1者となった場合でも、入札は有効とします。
11. 開札には、当該案件入札参加者のうちから2者以上を選任し、立ち会っていただきます。立会人に選任された者には、指名通知に立会人選任通知書を同封します。立会者は、入札参加者又は入札参加者の委任(様式第4号)を受けた代理人でなければなりません。この場合、入札参加者は、他の入札参加者の代理人となることはできません。選任された立会者以外の者が立会を希望する場合には、入札書の到着期限日時までにFAXで立会希望届(様式第5号)を提出してください。
11. 入札結果は、直ちにFAXで落札者に通知しますので、電話で契約管財課まで着信の連絡をしてください。
12. 落札者は、落札決定後原則として7日以内に契約を締結しなければなりません。
13. 500万円以上の工事の場合は、工事实績情報サービスCORINS登録をしなければなりません。
14. 以上のほか、筑後市契約規則(平成7年3月31日規則第11号)及び入札に関する法令を守らなければなりません。

※ 入札書、入札辞退届の様式は、「筑後市役所のホームページ」の「事業者の方へ」⇒「入札・契約情報」⇒「郵便入札各種様式」から印刷してください。  
ただし、こちらから指定した様式を添付している場合はこの限りではありません。また、郵便入札の詳細については、**筑後市郵便入札要領**をご参照ください。

筑後市役所のホームページ <http://www.city.chikugo.lg.jp/>

※ 業者の皆様へのお願い

本市では、地場産業の育成・活性化の推進を行っております。この趣旨をお汲み取りいただき、地場業者・地場製品のより一層の活用をお願いいたします。